

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(経済産業省経済産業政策局産業構造課)

| | | | |
|-------------------|--|---|-------|
| 項目名 | 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長 | | |
| 税目 | 法人税 (法人税法第 7 条、第 9 条、第 83 条、第 84 条、第 87 条、第 145 条の 2、第 145 条の 3 及び第 145 条の 4、地方税法第 51 条第 1 項及び第 314 条の 4 第 1 項、地方法人税法第 10 条、租税特別措置法第 68 条の 5) | | |
| 要望の内容 | <p>企業年金等 (確定拠出年金、確定給付企業年金) の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため、及び健全な運営を確保するため、政府税制調査会において議論が行われる老後の生活等に備える資産形成に係る税制の包括的な見直しに併せて撤廃を行う。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置の延長を行う。</p> | | |
| 内容 | 平年度の減収見込額 | - | 一百万円 |
| | (制度自体の減収額) | (| 一百万円) |
| | (改正増減収額) | (| 一百万円) |
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>企業年金をはじめとする私的年金は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度である。</p> <p>また、勤労者財産形成給付金・基金制度は、事業主が金銭を拠出することにより、勤労者の現役期間中及び老後の生活の安定を図るための自助努力による財産形成を援助する制度である。</p> <p>少子高齢化や高齢期の長期化が進展し、国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を支援することが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていくことが急務である。</p> <p>そのため、平成 11 年度から課税凍結中 (令和 4 年度が課税凍結期限) の特別法人税の撤廃により、企業年金の一層の普及を図るものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>企業年金等に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税 (課税凍結中)、給付時は課税 (公的年金等控除及び退職所得控除等の対象) となっている。</p> <p>そうした中で特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し (特に、個人が運用指図を行う確定拠出年金では、個人ごとに区分された資産額が減少することとなる。)、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長し、企業年金等の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。</p> | | |

| | | | |
|----------------------|-----|---|--|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 1. 経済構造改革の推進 |
| | | 政策の達成目標 | 少子高齢化や高齢期の長期化が進展し、国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 恒久措置を要望 |
| | | 同上の期間中の達成目標 | 少子高齢化や高齢期の長期化が進展し、国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。 |
| | 有効性 | 政策目標の達成状況 | — |
| | | 要望の措置の適用見込み | 企業年金等の制度の加入者（約 1,984 万人（令和3年度末時点））に影響がある。 なお、企業年金等に係る信託、生命保険等の業務を行う内国法人（主に信託会社、生命保険会社（約 27 社（令和3年度末時点。生保協会・信託協会調べ））が特別法人税の納税義務者である。 |
| | | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度である企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進されることにより、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財産形成が促進されることにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。 |
| | 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | 地方税について、同様の要望を提出している。 なお、企業年金等については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。 |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| 要望の措置の妥当性 | | 国民の老後の生活設計の柱である公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度である企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進されることにより、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財産形成が促進されることにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。 | |

| | | |
|----------------------------|--|---|
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | — |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — |
| | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | — |
| | 前回要望時の達成目標 | — |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | 平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、各年度において、課税停止が延長されている。 | |